「手話言語条例」に基づく取組みについて

**資料２**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条文 | 取組 | 取組概要・予算等 | 目標 |
| 第２条　言語としての手話の認識 | ○府の広報媒体などを通じた認識の普及啓発（別紙１参照）【条例制定後の取組】 | ○府政だより６月号１面掲載のほか、府ＨＰ・ＳＮＳ・メルマガ等○パブリシティ（テレビ３回、新聞８回、専門紙１回） | ○平成２９年度中に実施予定の府民アンケートにおいて、「手話が言語」であると認識する割合を平成28年度結果（３９．８％）以上とする○条例に基づく施策の成果をとりまとめ、部会としての「言語としての手話の習得の機会の確保」に関する提言等につなげる |
| 第３条　乳幼児期からの手話の習得の機会の確保 | ○「こめっこ」の開催（別紙２参照）○乳幼児手話言語獲得ネットワークの運営（別紙３参照）【条例制定後の取組】 | ○乳幼児期からの手話獲得の機会を確保するため、聴覚に障がいのある乳幼児とその保護者を対象に、楽しく少しずつ、手話を覚えていき、コミュニケーションの芽を育むつどいの場「こめっこ」の開催○「こめっこ」の運営上で把握した課題・ノウハウ等を共有し、広げていくための福祉・教育関係機関等が参画するネットワークの運営○なお、これらの取組みには、本部会の部会長である河﨑教授にも運営面等で助言・指導いただくなど、連携○予算：なし（但し、日本財団から大阪聴力障害者協会への助成１１，７２０千円あり。） | ○乳幼児期からの多様なコミュニケーション手段の一つとして手話を身につけることによる言語面、心理面などに及ぼす影響の実証データを確保（来年度から）○乳幼児期に言語（手話など）を身につけることができる手法の確立○府内における乳幼児期からの手話習得の機会の確保に取り組む関係者のネットワークの確立及び拡大 |
| ○中途失聴者を主な対象とした手話講座の開催【従来からの取組】 | ○中途失聴者等で手話未習得者に対し、初心者向けの手話講習会を実施H27実績 9名程度／回あたり（全16回）H28実績19名程度／回あたり（全15回）○H29予算：１，２４０千円の内数 | ○より幅広い地域でより幅広い人が参加できる手法の検討（府内における同様の取組事例等の実態調査を含む）及び大阪府の当該講座の果たすべき役割の検討 |
| ○国際手話教室の開催【従来からの取組】 | ○国際手話の理解を広め、国際手話でコミュニケーションをとれることを目的として国際手話教室を実施　H27実績 5名程度／回あたり（全20回）H28実績 2名程度／回あたり（全21回）○H29予算：１，２４０千円の内数（再掲） |
| 第４条　学校による手話の習得の機会の確保への支援 | ○社会人向け手話講座の開催　（別紙４参照）【条例制定後の取組】○手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供等（別紙５参照）【従来からの取組】 | ○聴覚障がい者のいる企業や学校等で手話講座を実施○H29予算：１，２４０千円の内数（再掲）○手話の習得の機会の確保に取り組む学校への支援として、聴覚障がい者情報提供施設を活用した手話の講師のあっせん、カリキュラムに関する情報提供を実施○H29予算：３２，０１７千円 | ○講座開催を中心としたカリキュラムの確立等○上記カリキュラムの普及方策の検討○聴覚障がい者情報提供施設との連携強化　（具体的な目標の設定等を含めた） |
| 第５条　事業者による手話の習得の機会の確保への支援 |
| ○手話に関して取り組む企業を登録・顕彰制度することによるＰＲの支援【条例制定後の取組】 | ○障がい者雇用に取り組む企業の顕彰・登録制度「ハートフル企業顕彰」を活用した企業のＰＲ支援を行う。○手話について取組む企業が新たに登録できるよう上記制度の改正実施済 | ○登録を勧めるほか、手話に取組む企業との個別の協定の締結等の具体的な取り組みが必要○手話について積極的に取り組む企業からなる「手話を広める企業ネットワーク」の設置 |

○第３条から第５条に基づく取組みを推進するにあたって、大阪府と大阪聴力障害者協会との間で事業連携協定を締結（別紙６参照）

○また条例制定済・予定している市町村との情報交換会も適宜開催している